

(第一類 第二十号附属の一)

第二回國會 圖書館運營委員會 議院運營委員會 連合審査會議録第一号

昭和二十三年二月三日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

圖書館運營委員

委員長 中村 嘉壽君

委員 山田 正一君 井上 知治君

松田 正一君 圓谷 光衛君

豊澤 豊雄君

議院運營委員

委員長 淺沼稻次郎君

委員 三浦 信三君 堀江 大石君

赤松 勇君 笹口 晃君

森 三樹二君 工藤 鐵男君

小島 徹三君 小澤 佐重喜君

山口喜久一郎君 石田 一松君

川野 芳満君 田中 久雄君

林 百郎君

委員外の出席者

議長 松岡 駒吉君

事務総長 大池 眞君

本日會議に付した事件

國立國會圖書館法案起草に関する件

國立國會圖書館建築委員會法案起草に関する件

○中村委員長 これより圖書館運營委員會及び議院運營委員會の連合審査會を開きます。

國立國會圖書館法案起草の件及び國立國會圖書館建築委員會法案起草の件の二件を一括議題として連合審査にかかけます。

便宜上私から原案起草の趣旨及びその大綱について簡単に御説明申し上げます。

本案を提出いたしましたゆえんは、昨年四月二十八日に公布された國會圖書館法によりまして、その設立が提唱されておりましたが、これを最も有効適切なものにするためには、過去において経験を得た國々、すなわちアメリカに國會圖書館というものがありますから、この國會圖書館が経験したことを、よく知っている人々を顧問に招聘して、そうして万全を期したいというような提議を兩院の委員會において相談いたしました、これが決定されてから、兩院の議長並びに兩院の委員長の名義によつて、マツカーサー元帥に顧問招聘のことをお願いしたのであります。マツカーサー元帥はそれを快く御承諾されまして、アメリカで最も圖書館のことに詳しい人々を送つてくださったのであります。その人はすなわちアメリカの國會圖書館の次長のバーナー・クラブという人、並びに多年アメリカ圖書館界の長老であり、現にアイオワ大学の圖書館長であるところの斯界の最高峰チャールズ・ブラウン氏をば選んでくださった、このお二人が十二月十七日來朝されて、その日から國會圖書館の設立の計画に参畫され、爾來本兩院委員會と連綿討論の結果、本案を作成したものであります。これまでの間に昨年からわれわれ委員會の集まることが八回、懇談會を開くことが二十二回、参議院の同委員會との合同委員會を開くことが十一回に及んだような次第であります。これに達するに至りました。

は、司令部のジャスミン・ウィリアムス博士が有力な助言と協力を與えてくださった、ジェームス・ネルソン氏、ポール・ジェー・パネット氏という圖書館界の人々が非常に斡旋してくださつてこの案を取上げられた次第であります。

法案は十三章三十一條よりなり、別に四條よりなる國立國會圖書館建築委員會法案があり、更に國立國會圖書館設置に伴う法令の整備に関する法律案というものを後日上程するような都合になっております。

この圖書館の職員は、館長、副館長が置かれることになり、館長は大臣待遇、副館長は次官の待遇をすることにしております。構成は、中央の圖書館が一つできまして、そのほか司法部行政部の各機關、すなわち各省は支那圖書館を置くという事になっております。そのほかに連絡調整委員會というものができますが、これは兩國國會圖書館の運營委員長と最高裁判所任命の判事が一名、總理大臣任命の閣僚が一名であります。そうして委員長は互選をします。館長は相談にはあらずりますが、投票権を有しない、こういうことになっております。

また部局を置きますが、管理事務を効率化するためにこの部局ができるのであります。その最も重要な部局は、調査及び立法リファレンス局というのであります。これがこの圖書館の眼目でありまして、すなわち從來が國民の間におきまして、議員が不勉強であ

るとか、あるいは立法に對して材料をもたないとか、知識をもたないとかというふうな非難がございまして、おつたのであります。これはただその人を責めるだけでなしに、いろいろ施設がなければ容易にこれが行われなないのであります。この施設を設け、資料を提供するということを眼目とするのであります。一方は官公署の職員を云々してありますが、その官公署を跋扈させるという事は、結局立法院の人々がそういう設備をもたぬと勉強する機会がないとかということでありまして、この官僚の跋扈を是正する意味においても、そういうものが必要であるという事から、調査リファレンス部というの非常に力を盡すことになつております。この圖書館ができましたら、いわば知識の泉となつて、世界の材料をこことくここに集めて、一目瞭然日本の政治、産業あるいは社会の狀態というものが圖書館に集まることになるし、そうして立法院のブレインになすという事、及び政治の元締めすなわち仕事を能率化するということが眼目なのであります。われわれが日々見ているところで非常に遺憾と思つて居るところは、どこに役所に行きましても、会社、銀行に行きましても、わが國においては使用する人の数はたくさんあるけれども、いかにすることが整理が整つていない。そのためにアメリカやイギリスあたりの仕事のしぐらに比べて、ほとんど五分の一か六分の一しか能力をあげていないということ

を、われわれはきわめて遺憾に思つておつたのであります。それは要するにももの整備がついていないのである。この整備をつけて國會圖書館がよく運用されていくならば、先ほど申しましたこの圖書館の眼目である知識の泉であり、立法のブレインであり、政治の元締めであるということが達成される。殊に各省にこの支部圖書館をおくということは、各省に行つてみましても、書類の整理というふうなことが、はなはだよくできていない。一つの書類を探するのに半日も一日もかかつたりすることがあり、往々にして書類を失うというふうなことも多々あるものであります。かようなところを非常に欠陥があるのだと思つて、しばしば同じようなことを繰返してみたり、書類はたなに入られてあつたり、利用していない。また普及もされない。こういうふうなことを非常に遺憾としておつたのであります。かような弊害を除き、むだを省き、エフィシエンシーをあげるというために、各省にかようなものを置くことを必要とする。こういうふうなことから、各省に置きたいというのであります。それとさらに上野の國立圖書館との關係であります。上野の國立圖書館も國會圖書館を併合するようになつて、一年のうちにこれをば東京都のものに移そうというふうな計画が考えられておるのであります。それは國立が國會にもあ

は同じようなことを繰返してみたり、書類はたなに入られてあつたり、利用していない。また普及もされない。こういうふうなことを非常に遺憾としておつたのであります。かような弊害を除き、むだを省き、エフィシエンシーをあげるというために、各省にかようなものを置くことを必要とする。こういうふうなことから、各省に置きたいというのであります。それとさらに上野の國立圖書館との關係であります。上野の國立圖書館も國會圖書館を併合するようになつて、一年のうちにこれをば東京都のものに移そうというふうな計画が考えられておるのであります。それは國立が國會にもあ

は同じようなことを繰返してみたり、書類はたなに入られてあつたり、利用していない。また普及もされない。こういうふうなことを非常に遺憾としておつたのであります。かような弊害を除き、むだを省き、エフィシエンシーをあげるというために、各省にかようなものを置くことを必要とする。こういうふうなことから、各省に置きたいというのであります。それとさらに上野の國立圖書館との關係であります。上野の國立圖書館も國會圖書館を併合するようになつて、一年のうちにこれをば東京都のものに移そうというふうな計画が考えられておるのであります。それは國立が國會にもあ

は同じようなことを繰返してみたり、書類はたなに入られてあつたり、利用していない。また普及もされない。こういうふうなことを非常に遺憾としておつたのであります。かような弊害を除き、むだを省き、エフィシエンシーをあげるというために、各省にかようなものを置くことを必要とする。こういうふうなことから、各省に置きたいというのであります。それとさらに上野の國立圖書館との關係であります。上野の國立圖書館も國會圖書館を併合するようになつて、一年のうちにこれをば東京都のものに移そうというふうな計画が考えられておるのであります。それは國立が國會にもあ

り、上野にもありということではいけ
ないから、これを一緒にまとめて、上
野の図書館は東京都のものに移管し、
そこに進駐軍の持つてくる図書館の書
籍も、彼らが撤退するときは併合し
て、再びニューヨークの公立図書館
館、ボストンの公立図書館のようなも
のにしようというのがねらいなのであ
ります。さらにこれと並行いたしまし
て、文部省の計画で地方にもいろい
ろな図書館ができるであろうし、その他
諸団体においても図書館ができます
が、そういう図書館を指導する立場に
なる、すなわちカタログの統一したも
のをつくりまして、全国至るところに
設置されているものが一目瞭然におか
るような組織にしようというのが、こ
の案の眼目なのであります。われ／＼國
会人としてぜひともこれの整備したも
のがなければならぬということを考え
ておりますがために、この案を提出
したのであります。きのうもこへク
ラツプ、ブラウン両氏が来まして、い
ろいろ説明があつたのであります。こ
れに対し、浅沼委員長の御質問があ
り、予算の関係なども言つておつたの
であります。これも一目であまりに
厩大なものではないかというお考えが
ちよつと起るかもしれないが、これは
財政の都合等を見合せて、できるだけ
限りのことをやる。しかもこれに應ず
る金については莫大なものがあるかも
しれませんが、それより大きな効果をあげ
ることができればいいのではないかと
いう気分であります。どうか皆さん慎
重御審議の上、御賛成くださること
を切にお願いいたします。

なほこの際大池さんにお話しておき
たいと思ひますことは、この條文は実
は過去長い間にわたつて、われ／＼兩
院の委員がおの／＼その委員会におい
て、あるいは合同打合せにおいてこれ
を審議しておつたのであります。しこ
うしてその都度アメリカの顧問たちと
さらに審議をし直して、彼らの原文も
かえ、われ／＼の方もかえて、少し
も彼らが何か押しつけようとしたので
もなし、合意の上でどし／＼日本にお
きわしものはふさわしいように、向
かないものは向かないように修正を自
由にしたのであります。よつてかくの
ごとく法律案ができたのであります
が、実はこの法律案の修飾について昨
日大池事務局長にちよつとお話をし
て、精神の要らない限り、内部の解釈
に要らない限り、多少の修飾は私はい
いと思つておつたのであります。本
日見てみますと、相當に修正の字句が
あるように見えておりますけれども、
これは先ほど申し上げたように、内容
に変化のない範圍の修正だと考へてお
ります。まだ十分に見ることができま
せんが、その内容に変化のないとい
うことを條件として、このまま提出し
て私は少しも差支なかりと思ひます
から、さう御了承を願ひます。

○石田(一)委員 第二章第五條の二項
に「館長は、政治活動を極め、政治的
理由により罷免せられることはない。」
という規定があつて、しかも
その館長の待遇は國務大臣と同等であ
る。しかもこの第六章の調査及び立法
のリアレンスとか、この説明を今承つ
ておきますと、何だかこれはたゞいま
の説明にあるごとく、國會の原動力で
動くのではあつたけれども、相當これ
は政治に対しては強い影響を與へる國
書館だと思つたのです。その館長が政治

活動を慎んで、政治的理由により罷免
されることのない。身分の保障もして
あるのでしょうか、何だか矛盾するよ
うな氣がするのです。

○中村委員長 私はいはちよつと誤
解じやないかと思ひますが、これには
いる圖書館長といふのは、政府の動
きによつてちよつと送るやうなのでな
い、嚴正中立な人になるという意味で
す。そこでは立法に対して材料を提供
するが、それらの人々が意見をしたり
することは許さぬという意味です。

○淺沼委員 ちよつと御報告申し上げ
ておきますが、昨日の議院運営委員
で問題になりましたこの法案の内容の
点を二点にわけて、私關係方面の方に
質問をいたしました。その結果だけを
御報告申し上げます。

第一は圖書館の中に調査及び立法相
談所リアレンスといふものを設け
て、法制部との關係はどうなるかとい
うことを懸念したのであります。結局
立案の最終決定をするのは國會内部に
おける法制部であつて、圖書館内にあ
る調査及び立法リアレンスといふもの
は補助的機關ではあるけれども、最終
決定をするのは法制部だ。法制部はや
めなくてもよいのだといふことで一應
了解がなつたわけでありまして、その次
の財政的な点は工藤委員から質疑があ
つたのですが、この計画は大體五十年
間を予見して大きなものをつくりつて
おる。しかしそれはすぐこれをやれとい
うのではないので、できるものから予
算の得られる範圍内においてやつてい
けばよいといふことで、財政的負担を
大きく考へることは、今の段階におい
てはその必要もないじやないか。建物
その他のことについては相當金がかか

るようですが、できる範圍からやつ
て、初め小さくつくりだん／＼拡大
していつたらどうか。アメリカでもそ
ういふ方法をやつておるといふことで
ありました。もう一つは參議院の方か
ら意見でリアレンス局といふやう
な名前を何か日本的な表現はないもの
だらうか。たとえばサービスといふ言
葉の点については説明ありませんでし
たが、リアレンス局といふことにつ
いては何か表現をかえたらどうか。こ
れに対する答弁は要するにかゝるため
に案全体を壊しては困る。ないしは審
議を遅らしては困るけれども、さうで
なくて、いい言葉があれば、何もこれ
にこだわるわけではないといふ答弁が
ありました。それを御報告申し上げて
おきます。

○中村委員長 リアレンスといふ言
葉について參議院でもわれ／＼の方で
いろいろ論議したのでありますが、結局相
談するといふことにもなるし、いろい
ろな意味をもつてゐる。これに適合す
るやうな日本の言葉が發見されないと
両院ともそれじやそのまゝ残したらど
うかといふことになつたのであります。

○大池事務局長 念のために私が読み
ますから、それによつて御質問を願
ひたいと思ひます。

○國立國會圖書館法案
國立國會圖書館は、眞理がわれら
を自由にするといふ確信に立つて、
憲法の誓約する日本の民主化と世界
平和とに寄與することを使命とし
て、ここに設立される。

第一章 設立及び目的
第一條 この法律により國立國會圖
書館を設立し、この法律を國立國
會圖書館法と稱する。

○森(三)委員 前文がついてゐるの
はよいが、この法律を國立國會圖書館法
と稱する。などといふことはわかりき
つたことで、向うがどういふやうな書
き方をしているかもしれないけれど
も、私は第一條として「國立國會圖書
館はこの法律によつて設立する」だけ
でよいのではないか。從來の立法から
言つてどういふ体裁はないのです。

○中村委員長 そこは今までの立法と
今度は違つてゐるかもしれないが、こ
れを讀んで見ますと至れり盡せり、
十分こまかく説明してある。重複にな
るやうなことは残しておいても、向うで
は疑義の起らぬやうにしておいたらよ
いじやないかといふのでおいてある。
もしこれをまた変更するとさらに相談
をし直さなければならぬことになる。
ですからこれはなるべくそのまゝお通
しを願ひたい。

○森(三)委員 それではわれ／＼が意
見を述べるとは無意味になつてしま
いますね。法律の体裁といふことも
考へなければならぬ。いやしくも
われ／＼が審議したとなれば、これで
はみつともないと思ひます。

○石田(一)委員 こういう所で申し上
げるのはどうかと思つたのですが、最近
日本の法律は民主化の聲がやましく
なつてから、憲法自身においても口語
体を用いて非常にかかりやすく書かれ
てあるけれども、最近それと全然相反
するやうな立法がなされようとする傾
向がある。たとえば警察法の前文など
は中等学校から大学の予科程度の学生
が一度や二度讀んでも理解できないよ
うなことが書いてある。この法律案で
も「國立國會圖書館は眞理がわれら
を自由にするといふ確信に立つて」など

という日本語は過去には使われなかつた。なるべくならばこういふ言葉を口語体に近いもので現わしたい。これが今後の行き方ではないかと思う。特に図書館法というような國の文化を象徵する設備の根本となす法律が、日本語が何だかわからないもので書かれてゐることはさびしいという氣持です。

○森(三)委員 第一條の書き方がわかりやすいようでおかしいと思う。できれば「この法律により國立國會図書館を設立するものとする」だけ書いて、あとは省いてしまつたらどうですか。法文の体裁というものもあるですよ。

○石田(一)委員 この委員会が貴重な時間を費してやるといふこともどうかと思うので、これは事務局長と淺沼委員長あたりに一任の形をとつて、そこで万全を期してあらう、そういうことで了承したらどうでしょうか。

○小澤(佐)委員 一應逐條でやりましょう。

○工藤委員 外來語だけは何とかしなければならぬ。体裁が悪い。適當な言葉があるかどうかかわからないが、言葉はだん／＼内容を具えてくるものです。

○大池事務局長 第二條を読みます。

第二條 國立國會図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、國會議員の職務の遂行に資するとともに、行政並びに司法各部門に対し、更に日本國民に対し、この法律に規定する図書館サービスを提供することを目的とする。

○小澤(佐)委員 サービスというのはどういう意味ですか。奉仕という意味ですか。

○中村委員長 そうです。

○小澤(佐)委員 奉仕なら奉仕でいいでしょう。

○淺沼委員 憲法にも國民全体に対する奉仕という言葉を使つてゐる。

○小澤(佐)委員 ことさらにサービスと書かなくてもいい。

○大池事務局長 (朗読)

第三條 國立國會図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第二章 館長

第四條 國立國會図書館の館長は、一人とする。館長は、兩議院の議長が、兩議院の図書館運営委員会と協議の後、國會の承認を得て、これを任命する。

館長は、職務の執行に當り過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、兩議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。館長は、法律によつて定めた停年に至つて退職する。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第五條 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

館長は、事前に、時宜によつては事後に、兩議院の図書館運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

前項の規程は公示によつて施行される。

第六條 館長は、毎会計年度の始めに兩議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第七條 館長は、一年を越えない定期間毎に、前期間中に、日本國內で刊行された出版物のカタログ又は索引の出版を行うものとする。

第八條 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人

第九條 副館長は、一人とする。副館長は、館長が兩議院の議長の承認を得て、これを任命する。副館長は図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十條 國立國會図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、國會職員法の規定により館長が、これを任命する。その職及雇傭人の職責は、館長が、これを定める。

図書館の職員は、國會議員と兼ねることができない。又行政並びに司法の各部門の地位と兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支部図書館の職員となることは、これを妨げない。

第四章 図書館運営委員会並びに國立國會図書館連絡調整委員会

第十一條 兩議院の図書館運営委員会は、少くとも六ヶ月に一回以上これを開會し図書館の経過に関する館長の報告、図書館の管理と館長の定める諸規程、図書館の予算及びその他の事務につき審査する。各議院の図書館運営委員長は

前項の審査の結果をその院に報告する。

第十二條 國立國會図書館に連絡調整委員会を設ける。この委員会は、四名の委員でこれを組織し、各議院の図書館運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一名及び総理大臣が任命する國務大臣一名をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

館長は、委員会に出席できるが、表決に加はることができない。

第十三條 連絡調整委員会は、兩議院の図書館運営委員会に対し、國會並びに行政及び司法の各部門に対する國立國會図書館のサービスの改善につき勧告する。

○森(三)委員 「第四章図書館運営委員会並びに國立國會図書館連絡調整委員会」となつてゐるが、そうすると國會と別な図書館があるような感じを受ける。この法律は國立國會図書館の法律でなくて、公立図書館の法だといふ感じを受ける。さつきの御説明によると、國家の経営のものがあつて、それのももあり、都のものもあり、それを全部ひくるものでしょう。そうなつてくるとこれは國立でなく、公立でなくてはならぬ。各支部を設ける……。

○中村委員長 各支部というのは國家の機關である行政部とか司法部の支部であつて、國家機關のことを意味するのです。

第五章 図書館の部局

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその

他の單位を図書館に設ける。

第六章 調査及び立法リファレンス局

第十五條 館長は、國立國會図書館内に調査及び立法リファレンス局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に應じ、兩議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から國會に送付せられた案件を、分析し又は評價して、兩議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥當な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、購置、索引、摘録、編集、報告、及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には、黨派的又は官僚的偏見に拘われないこと。又、兩議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提出すること。

三 立法の準備に際し、兩議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草のサービスを提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法リファレンス局職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。

四 兩議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範圍において、行政並びに司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して役立てること。

第十六條 この局に必要な局長、次

長及びその他の職員は、政党に加入していても加入していなくても、その職務を行うに適局な者につき、国会職員法の規定により館長がこれを任命する。

館長は、更にこの局の職員に、両議院の常任委員会の必要とする廣汎な関連分野に専門調査員を任命することが出来る。この専門調査員の待遇は、行政並びに司法の各部門の二級官吏と同等とする。

第七章 行政並びに司法の各部門へのサービス

第十七條 館長は、東京に在る行政並びに司法の各部門に図書館サービスとの連絡をしなければならぬ。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一 行政並びに司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、行政並びに司法の各部門の図書館長は当該各部門の職員たることを妨げない。

二 行政並びに司法の各部門の図書館で使用するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、総合カタログ及び綜合リスト作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて國の図書館資料を、行政並びに司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政並びに司法の各部門の図書館長に、年報又は特報の提出を要求することができる。

第十八條 行政並びに司法の各部門

に在る図書館の予算は、当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政並びに司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ、他の費目に流用し又は減額することはできない。

第十九條 行政並びに司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館サービスを提供しなければならぬ。当該各図書館長は、その職員を、国会職員法又は、國家公務員法若しくは裁判所との規定により、任免することが出来る。当該各図書館長は、國立國會図書館館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入或は他の方法による受入方を当該各部門の長官或は館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることが出来る。

第二十條 館長が最初に任命された後六カ月以内に、行政並びに司法の各部門に現存する、すべての図書館は、本章の規定による國立國會図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各廳においては、一カ年以内に支部図書館を設置するものとする。

第八章 その他の図書館並びに一般公衆に対するサービス

第二十一條 國立國會図書館のサービス並びに蒐集資料は、直接に或は公衆その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員若しくは行政並びに司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本國民に最大限

に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一 館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を國立國會図書館建物内、又は図書館相互間の貸出、複写サービス若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて図書館サービスの改善上必要を認めるその他のサービスを提供する。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館サービスの改善につき、都道府縣議會その他の地方議會、公務員又は図書館人を援助する。

三 國立國會図書館で印刷したカタログカード又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める價格でこれを賣渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する綜合カタログ、並びに全國の図書館資料資源の連繫する使用を実現する必要な他のカタログ及びリストの作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二條 上野公園の國立國會図書館は、昭和二十四年四月一日までに國立國會図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用する。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管期日前に制定される法律及び諸規程に従つて運用する。

○藤(三)委員 東京都に移管するといふことは、図書館の所有権を移すといふことが、保管を委任するといふこと

か。これだけではわからない。これだけをもつては上野図書館は國立國會館から除外されるというように考えることはできないのではないか。やはり上野図書館も國立國會館の一部にはいるということも考えられると思う。東京都に移管するといふことは所有権を移すといふのか、管理権を移すといふのかからぬですね。

○中村委員長 これはやはり東京都のものにしてしまふというわけです。

第九章 蒐集資料

第二十三條 館長は、國立國會図書館の蒐集資料として図書及びその他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政並びに司法の各部門からの移管によつて受入することが出来る。行政並びに司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としなが、館長が國立國會図書館において使用には充用できると認める図書及びその他の図書館資料を、國會図書館に移管することが出来る。館長は、國立國會図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政並びに司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することが出来る。

第十章 國の出版物の納入

第二十四條 國の諸機關による又は國の諸機關のための、図書、パンフレット、定期刊行物、地図、映画或はその他のもので、印刷又は複写により、五百部以上を發行する場合(機密扱のもの及び書式用紙を除く)、東京における公用のため、並びに外國政府出版物との國

際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するために直ちに國立國會図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満の發行部数のものについては、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國會図書館に納入させるものとする。

第十一章 その他の出版物の納本

第二十五條 第二十四條に掲げる以外の出版物については、その發行者から一部を國立國會図書館に納本させるものとする。館長はその代價として定期に作成する全日本出版物のカタログで、当該出版物を登録した分を還納なく納本者に送付するものとする。

第十二章 金銭の受入、支出、予算

第二十六條 館長は、國立國會図書館に關し、そのサービス又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができる。この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならぬ。

第二十七條 國立國會図書館に充當されているあらゆる経費は、館長の監督下に、その任命した支出官によつて支出される。

第二十八條 國立國會図書館の予算は、館長がこれを調製し、両議院の図書館運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勧告に附し、又は勧告を附さないで、両議院の議長に送付する。

第十三章 附則

第二十九條 この法律は、公布の日

から、これを施行する。

昭和二十二年法律第八十四号國會圖書館法は、これを廃止する。

第三十條 この法律施行の日に、兩議院の圖書館は各々分離した圖書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、國立國會圖書館に移管される。

第三十一條 國立國會圖書館の各種の地位への任命に完全な資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内で、仮任命をすることが出来る。その期間の終了に際し、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その仮任命は更新せられないものとす。

國立國會圖書館建築委員会法案第一條 この法律により、委員長及び四人の委員で組織する國立國會圖書館建築委員会を設置する。委員長には國立國會圖書館の館長を充て、委員には各議院の圖書館運営委員長、建設院總裁、及び兩議院の議長に任命する建築専門家を充てる。委員長及び委員（建築専門家を除く）は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充当されている経費からこれを支弁する。

第二條 委員会の職務は、國立國會圖書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を擬定し、建築家を選り、建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、兩議院の議長を経由して國會に勧告することである。委員会は少くとも

半年以内毎に、兩議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員会は、國立國會圖書館の建設が完了するまで存続する。建築が完了したときは最終の報告をして削減する。

第四條 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、國會の議決により、その必要と認められた金額を委員会の費用として充当されるものとする。

附則

この法律は、國立國會圖書館法の施行の日から、これを施行する。

○工藤委員 今ちよつと氣がついたが、第二十八條に「委員会はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、兩議院の議長に送付する」とあるが、そうすると勧告を附しても、附さないでもいいのですか。これはちよつと日本人の頭にびつたりこない。

○中村委員長 そういうことを明確にするために、疑義の起らぬようにしてあるのです。

○森(三)委員 第四條に「館長は、法律によつて定められた停年に至つて退職する」となつていますが、その法律は別につくるのですか。

○林(百)委員 第六章の第十五條の第一号に「要求に應じ、兩議院の委員会に懸案中の法案、又は内閣から國會に送付せられた案件を、分析し又は評價して、兩議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること」とある。事務局には法制部、調査部があるのです

が、圖書館の方でまたこういうことになるか、この關係はどうなるのですか。重複してくると思うが……。

○中村委員長 ちよつと説明いたしますが、圖書館の方に専門家の人達を集めてリファレンス・ライブラリーをつくるというのです。材料が十分に集つているところであらゆる角度からそういう材料を提供するわけです。今ここにある法制部というものを十分なものとは思つていない。それよりもつと完全な材料をもつていこうというわけなんです。

○林(百)委員 今中村委員長の言われた点ですが、今の法制部が不十分だといふことで議院運営委員会へ社会党と共産党の方から法制部の拡充というものが草案で出ておるのです。そこで結局圖書館としては、その法制部の活動に必要な資料を提供するのであつて、みづから積極的に進言し、補佐するといふことになるか、やはり圖書館の立ちを越えるのではないかと思う。

○中村委員長 それは要求に應じてやるのです。

○林(百)委員 要求に應ずるわけですが、調査部や法制部の方も要求に應じてやる。こちらにもそういうものを設けると二重になると思うのです。もしそれだけの経費があるならば一つを拡充した方がいいと思うのです。

○中村委員長 それはきのう淺沼委員長も質問されたと思うが、アメリカではどうかというところ、そう大きなものではないが法制部があつて、フィニッシュ・アップ・タツチをやる。人間の数は五名か十名の範圍と言つておる。しかし大体は圖書館の方で材料を提供し、それによつて法制部がフィニッシュ・アップ・タツチをするといふことになつてゐる。今の法制部というものが

非常に大きな計画のものであるならば二重になるが、そこでは十分な材料を集めることはできない、何といつても國會圖書館が世界中から材料を集めるのです。

○林(百)委員 アメリカではそうかもしれないが、日本では法制局というものがあつて、一般立法をやつてゐる。圖書館というものはその資料提供だけであつて、実際に分析し意見を進言し補佐するといふのはやはり法制部とか法制局という専門の部局がやるのだと思う。われわれがせつかく法制部の方へ人材を集めて、行政部門の方の法制局に匹敵するものをつくらうとする際に、またこんなものができたのでは、案が二つも三つもできてどつちも充実しない。議會の法制部に人を集めようと思つても人が来ないと思う。

○中村委員長 その問題についてはこの間も話があつたが、國會圖書館をつくらうといふことは、立法のリファレンスを集めようといふのが一番主である。それがなければ國會圖書館をつくる必要はないといふことです。法制部があつてもそれだけで集めることが出来るのではない。國會圖書館があつて初めて集めることができるというわけなんです。アメリカでは小さな範圍の立法部といふものはあるが、その運用というものはあまり力がないという。實際は國會圖書館というものが非常なアクティヴな仕事をやる。アメリカでは國會圖書館というものはむしろ働き過ぎるほどアクティヴな仕事をしている。ここがいろいろなもの原動力だといふことである。われわれが考へてゐる圖書館とは、本をたくさん集めておいてこれを読むといふ考へ方だけではない、向うの考へ方はそうじゃない。國會圖書館だけではなしに、各州の圖書館も立法をやつてゐる。

○森(三)委員 考へ方が根本的に違ふ。

○中村委員長 こつちの法制部はそれを土台にしてフィニッシュ・アップ・タツチをやる所だといふ考へ方です。

○林(百)委員 それは結局法制部と圖書館が緊密な連絡を保つて、法制部に必要な材料を圖書館が提供してくれればよい。その圖書館から提供された材料に基いて具体的にいろいろな法案を分析し評價し、進言するのは、やはり法制部がやることじゃないかと思う。

○中村委員長 それは法制部もやるでしょう。こつちの方が必要があればやつてやろうといふわけなんです。してやるのじゃない。

○林(百)委員 しかし法案にこういうことがあれば、要求に應じて準備するために、ある程度法制部の方も充実させなければならぬ。

○森(三)委員 ダブらせる必要はない。

○林(百)委員 實際上ダブる。乏しい経費を二つに分ければ、どちらにもいかにけんのものになるし、なわ張り争ひが起る。

○中村委員長 それは運用いかんであつて、國會圖書館ですつとまとまつていけば、今の法制部というものは小さいものでよいといふことになる。

○淺沼委員 この問題はきのうもいろいろ聞いたが、アメリカの立法サービスをやつてゐる國會圖書館は使用人員が百五十名くらい。議會内の法制部は明確な数字はなかつたが、五人ないし十人くらいだと思ふ。従つて議會内

がことにある。知識の足らないところを足らせるようにするのだ。たとえば進駐軍がここにはいつてくると、三箇月の間に日本の産業、社会、政治、あらゆるものが欠乏に当面しておることゝがわかつて、トルーマン氏のところにそれを知らせてやれば、ただちに日本の事情がわかるというやうなことになる。そういふことが日本では立つていない。日本ではこんな整理の方法によつてやつたらということから、これは生れてきておると思ひます。実に困難である。その複雑な状態をよくして能率の増進をはかり、産業を起し、社会の革新をはかる。無血の革新をこれによつてやりたいという希望があるのです。あなたの言われる今あるものはそのままいいのだから……。

○林(目)委員 しかしそれが非常に不十分で、それを充実にしなければならぬ。いふことが今問題になつてゐる。それと同じ役割を果すものをまた新しく設ける必要はないと思ひます。將來余裕ができた場合にはそれをやる……。

○中村委員長 それは出発点が違つておると思ひます。

○大石(倫)委員 委員長と林君との押し問答を聞いておると、林君の言分ももつともだし、委員長の考え方もある。要するに法制部、調査部というものが時方にあるといふことは不経済だといふのが林君の結論のようであり、もちろん私が心配してゐるのは、この国立図書館に要する経費が非常に膨大なものでなければならぬ。その膨大なものを今の日本において負担することは容易でない。これを至急にや

らうとするならば、あるいは予算編成の上にも、インフレの助長の上にも影響があるのじやないか。それで人数を殖やすとか、徐々にやつていくとか言いますが、これも緩和ができることになれば別であるが、それだけまた効果を生ずる時期が遅くなつていくと思ひます。ここで今この法律を審議して成立したからといつて、ただちに委員長が言うやうなサービスがわいてくるとは考えられない。それは來年か再来年か、三年の後か五年の後かわからない。それで今現実の問題としては、林君の言うやうに國會には調査部もあり、法制部もあるのですから、その間よく両方の設備、発達のぐあひを見て、調節していつてもいいと思ひます。委員長の希望するところも林君の理論もよくわかりますが、今ただちに両方完全な設備ができて、それをやるというやうな意味にはならないのだから、実行の時期が幾年の後かわからない。そういうことはここであまり議論するほどでもないと思ひます。だから林君の心配することはただちに起らないから、これは私はあまりここで極論する必要はないと思ひます。それからこの法案は提案したのだとすれば、國會として扱わなければならないのだが、これは修正をしなければならぬところは修正をしていくか何かしなければならぬが、この法律の全体を見ると、いふやうな日本の法律をこしらへるのに、こゝろから日本人が英語を稽古するからよからうという意味かもしれないが、あまりみずからを侮蔑したもので、後

世の史家に笑われる。

○中村委員長 リファレンスといふことも、サービスといふこともいろいろ研究したのでありますが、これから新しい言葉がだんだん加わつていくことだし、過去においても、たとえばカタログでも日本の言葉になつておるといふやうなことから、そういうやうな言葉が残してあるわけです。いろいろ専門家が寄つて研究した結果、委員会においてどうもリファレンスに相当する言葉がないものだから、これはすでにこつちのライブラリーでも使われておるのだし、そこで残したかどうかといふことで残したわけですが、もしリファレンスは西洋語だからいかにぬとおつしやるならば……。

○大石(倫)委員 カタログとかサービスという言葉は大体日本語にしても意味が通るが、リファレンスだの、へべれけだの、さういつたやうなことを法文の上に現わすことは、われ／＼議員としての責任上、よほど考えなければならぬ問題だと思ふ。

○林(目)委員 リファレンスだけではいから、法文全体が少しおかしいと思ふ。

○中村委員長 きつても話があつて、通して置いて、修正はいつでもできる。どこの國の法律を見ても完全といふことは期し得られないのだから、通つた後に……。

○工藤委員 研究すればもつと適切な法律用語があるはずだと思ふ。

○淺沼委員 直せるところは直す。今與えられた原案についてお互ひに考えた。私の考えを申し上げれば、先ほど林君の言う通り、第十六條の規定、殊に第十五條の規定は、法制部の規定を

つくりとするわけ／＼と、この案の内容において非常に入り組んでおる、通じておるといふ点が多量にあつて、これがために法制局の問題がどうなるかといふことがあるが、これはこれとして、法制部は法制部としてやつていくことが、存置されれば／＼は法制部を拡充する。どういふふうにかつて、一万、二万という法律案が出てき、これを消化し得るかといふことになれば、図書館のやうな資料をもつたものでなければ、これは消化できないと思ふ。今政府から法案の出でくるのを見て、われ／＼がタイアップして出てきておるといふ形であるが、實際立法府でつくるということの建前が完全に確立されれば、アメリカでも一議會ごとに二万ないし三万の法律案が出てくるというのを伺つておるので、日本もやはり立法を衆議院においてやるということになるれば、うんと出てくると思ふ。さういふ点では今の法制部の機能だけではこれにタイアップしていけない形になつて、法制部は最終的な仕上をする。それ以外の相談はこ

こでやるというぐあひに解釈して最終の決定をやる。法制部を充実にいつてどうやつたらよいかといふことをわれわれが考えることにしてこの問題を解決し、それから中にあるにも職制的であるといふ点は、事務當局にお願いして職制的でないやうな文章に書きかえてもらふ。用語の点において修正する点があれば、これも事務局及び委員長の手もとにおいてお考えを願ふことにしてはどうですか。

○林(目)委員 法制部の方を充実にしようといふ場合に、図書館の方のリファ

レンス局があるから、それでよいのではないかといふことになつたらどうですか。

○淺沼委員 それはおのずから任務が違ふやうな気がする。といふのは、今のやうに限定された法案をわれ／＼がつくるとなれば別だけれども、すべて法律でもつていかなければならぬ段階にきておれば、なんぼ法律が出てくるかわからぬと思ふ。そこでこれはいろいろ話を伺ひますと、アメリカの州はほとんどこれなんださうで、連邦の方では法制部がやつてゐるといふやうな形が現われてゐるさうです。しかし將來の動向としてすべてのものを立法するといふことになつていけば、やはり図書館をもち、それからうんと財政的な基礎をもつてやらなければならぬことであつて、自然法制部を拡充していつても、図書館との關係をどういふぐあひで結んでいくか。調査部との關係をどう結んでいくかといふことまではいつていかなければならぬ。

○林(目)委員 だから図書館を充実にすることはよい。われ／＼の要求するやうな資料を集めておいてもらひたい。その中に積極的にその資料をこなして法案を決定し、各代議士なり、各委員會に意見を具申するところまで機關を圖書館の中に設ける必要があるかどうか。

○淺沼委員 そこで問題になるのは、法制部の相手方になるものは、兩院一籍になれば七百人、衆議院だけで四百六十六人の相談に應じなければならぬ。そのときに、法制部が独立して拡大されたものであつたとしても、それは図書館という背景をもち、また百人、二百人の手足をもつたものでなけ

ればできないことになる。同時に図書館としてはどうしても切り離すことのできないものになつてくると思う。そういう関係からこういう案が出てきていると思う。そうすると法制局と事務局の二本建という案が出てくると思うが、二本建でなくとも、自然法制局と事務局の関係がまた複雑な問題になつてきて、それが今まで法制部の充実問題をきめずにここまでもつてきているのですから、一本建でいくか、二本建でいくかという点で、内閣の方としては、今まであつた法制局がなくなつて、法務廳の中に包含されてそこから出てくるような形になつていくけれども、そういうものをみな吸収してやつていくことにしなければならぬわけですから、それはそれとして充実するとして、この案はこの案として過渡的に一應……。

○大石(倫)委員 大体委員長の考え方もわかつたが、われ／＼何もこの件について相剋摩擦を希望しているのではない。ただあまり直訳的なものは少し日本の法律らしく……。

○淺沼委員 その点は法制局の意見も聞いてきめたらどうですか。

○石田(一)委員 この用語の点については、戦争最中に外國の言葉を排撃した。あるいは國粹的、軍國的なことと言つてゐるのではない。平和的な、文化的な國家としての國民の要請に應じて主張してゐるのであります。

○中村委員長 それではこの法律は急を要する問題ですから、サービス、リスト、カタログ、リファレンス、この四つの言葉を漢字に現わせるものは現わすこととして御承諾を願えませんか。

○石田(一)委員 二十八條の「國立國會図書館の予算は、館長がこれを調製し、兩議院の図書館運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勅告を附し、又は勅告を附さないで、兩議院の議長に送付する。」これは財政法とか、あるいは國の予算の法律などに抵触することがないか。または予算委員会や、國会法と矛盾抵触する点はな

○中村委員長 ないつもりです。

○大池事務局長 これだけでは予算が要求できないから、その下の方にあるので、これで國会の予算として國会に要求して、運営委員会に相談して、そこで決定して、それを予算委員会にかけるということになるのです。

○工藤委員 この案については今の用語の点と施行期日の点で、公布の日からこれを実施するとあるが、一年なり何年りの一定年限を附してやつたらという以外に私には意見はありません。

○林(目)委員 これは憲法上責任は一体どこにあるのですか、國務大臣に西敵するような待遇と——一休行政部門の内閣に直屬することになるのか。

○淺沼委員 國会が責任を負うのです。

○林(目)委員 そうすると國立図書館建築委員会委員長には館長がなつて、図書館運営委員会委員長はその下につくということですね。そうすると委員長の権限は図書館長につくことになるのですが、それでいいのですか。

○中村委員長 その通りです、建築の方はそれで構わないが、その他は運営委員長が館長の上に立つということになつております。

それではこの程度で休憩いたします。午後一時三十七分休憩

午後三時五十四分開議

それでは本日はこれで散会いたします。午後三時五十九分散会